
日程第16 議案第77号 平成18年度加美町一般会計補正予算(第2号)
議長(米澤秋男君) 日程第16、議案第77号平成18年度加美町一般会計補正予算(第2号)を
議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 議案第77号平成18年度加美町一般会計補正予算(第2号)について説明
申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億2,510万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ130
億8,247万2,000円とする補正予算と、債務負担行為の追加及び地方債の追加と変更を行うも
のであります。

歳入の主なものにつきましては、諸収入として自治総合センターコミュニティ助成金1,490
万円の増、太陽光発電新技術等フィールドテスト事業負担金603万7,000円の増、町債で
9,620万円の増などであります。

歳出につきましては、総務費では住民バス運行整備事業3,088万6,000円の増、四日市場沖
コミュニティセンター建設補助金1,823万4,000円の増。民生費では中新田福祉センター
ボイラー取替事業297万2,000円の増。農林水産業費では土づくりセンター建設事業1,705万
7,000円の増、商工費ではゆ〜らんど源泉ポンプ交換修繕事業290万円の増、住宅用太陽光
発電システム導入助成事業145万1,000円の増、教育費では広原小学校用地購入事業4,985万
8,000円の増、中新田中学校太陽光発電設備設置事業1,207万5,000円の増などのほか、予備
費から2,485万7,000円を充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさ
せていただきます。

議長(米澤秋男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番一條 光君。

4番(一條 光君) 2点伺います。

13ページの、先ほど町長の説明にもありました畜産環境総合整備統合補助事業、これについ
て伺いをいたします。

先般の協議会におきまして、これまでの経過やら、あるいは全体的な概要説明をいただきま
した。それによりますと、やはりこれまで施設を設置する場所、非常に執行部としても難儀を

重ねてきたわけであります。設置場所は畜産農家の分布状況を見てほぼ中心的な位置、あるいは大きくずれない形で近いところに設置場所を定めてきたんでありますけれども、いかんせん反対運動やいろいろな、自分のところには持ってきたくないというような運動もございまして、今回の多田川地区という方向づけが定まったわけでありますけれども、畜産業は一方では運搬業と言われるほど非常にかさものを食わせて、かさものを生産する。そして副産物もそういったぐい生産されるということで、運搬というものに非常に重点を置いた、配慮を置いた施設設置でなければならないんだというふうに認識しております。

そこで、今回、設置予定の多田川地区は町の畜産農家の分布状況から見ますと、一方的に偏った場所であります。そういった考え方からしますと、この運搬というものがきちんと機能して潤沢に搬入されないと、その施設の運営というのはなかなか難しいものがあるのではないかというふうに思います。どういった搬入方法を考えておられるか、お聞かせをいただきたいとします。それが1点。

それからもう一つ伺います。

これは、農水で伺ったらいいか、商工で伺ったらいいか迷ったのでありますけれども、アユの養殖場についてでございます。なかなか切り口がどこだと言われれば難しいんでありますけれども、先般アユの放流がございました。そして7月1日からはアユの解禁日でございます。そういったタイムリーな質問だというところから、拡大解釈をして質問をお許しいただきたいというふうに思います。

町民から聞かれたのでありますけれども、あそこはたしか漁業協同組合が運営しているのではないかと。しかしながら、今回のお中元を依頼するチラシの中に有限会社アユ工房という名前でチラシが配布されてきたよということでありました。一体どうなっているのか、この点について2点目お伺いをいたします。以上です。

議長（米澤秋男君） 農林課長。

農林課長（早坂宏也君） お答えします。

今回設置します土づくりセンターの原料の搬入体制について、1カ所になったことによって遠隔地が出てくると。土づくりの工場でございますので、原料が搬入されなければ当然運営も支障を来すという形の中で、現在案を提出して研究会、農家の方々とは御相談をして今回の計画策定事業に反映をさせたいという形にしています。基本的には先日もお話ししましたけれども、地区ごとに、もしくは畜種ごとに搬入のグループ化を推進したいという考えをしております。今回の事業で可能であればそういう中で計画的な搬入が可能となるような、専用機械の導

入なりも一緒にあわせて検討していきたいと。なお、それらの搬入の料金改正については、今鋭意計画策定業務の中で料金を提示しながら調査を行うということにしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） アユの今、中新田漁業生産組合とあそこは契約はしておりますが、中新田漁業生産組合が残念ながら又貸しのような格好になっております。それで、実はことしの2月に組合長、専務さんがおいでになりまして、私たち生産活動がなかなか継続できない状態でありますので解約を申し入れたいというお話がありました。そうであれば解約していただきたいと。それを待っておりました。そしてそのうちに、あそこにずっと従業員として使われていた新田さんという方がおりますが、今有限会社アユ工房を立ち上げた人々でございますが、中新田漁業生産組合さんが解約したら私にぜひ貸していただきたいというお話でしたが、解約届が出なければ、今5年間の契約になっておりますので、それはだめですというお話で進んでまいりました。

そのうち、アユそのものというのは、1月、2月末に稚魚を放流しないと育たないということとは聞いておりますが、正式には私の方には解約申し入れ、それから新しく貸すという行為はやっておりませんで、あそこにアユ工房さんが稚魚を入れたというのはわかっておりました。それは、何というんですか、黙認しているような状態も町当局としてあります。それは、中新田漁業生産組合さんが今解散の清算手続中でございますので、その中でももう少し待つてほしいというお話で、それで今回はアユを放流するとき、中新田漁業生産組合さんの方に見積もり依頼をしました。そうしたら、私たちは生産をやっていないし、仲買もやっていないので、アユ工房さんからお買いになってもらいたいというお話で、アユ工房さんの方に発注をいたしまして、この間、6月5日に漁業生産組合と一緒に放流したというのが事実でございます。以上です。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） まず、堆肥処理センターの運搬の件でありますけれども、課長はいろいろな方法を思案しているようでありますけれども、やはりその計画の基本となるものは何かと申しますと、経済的な負担は農家のみに突き放した格好で負担させるか、あるいは何らかの形で正面突破できなくて、使いやすいところにできなかったと。そういったところを避けてつくりやすきところにつくったということも踏まえて、町が応分の負担を当分の間は考えざるを得ないという考え方、いずれかがきちんとないと計画というのはしっかりしたものができ上がっ

てこないのではないかというふうに思います。

そこで、町長にお伺いをするわけですが、どうしても最初は何とか使おうと、農家自身が思っても物理的に距離が遠過ぎますと、これは継続して使うということはなかなか大変なものでありまして、一方、それじゃ16年の11月から家畜排せつ物取締規制法がフル施行になったから、それで厳しく取り締まっていけば農家は運ばざるを得ないのではないかというふうに考えると、私はそうではないのではないかと思うんです。やはり、当然経済的な負担、時間的に応分の時間を費やすとなると、かなりの負担でありますから、やはり見えないところに捨ててしまったり、あるいはやがては畜産をやめてしまうようなことになってはならないと思いますので、その辺のスタンスといいますか、どの辺にお持ちか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、アユの養殖に関してでありますけれども、一般的な契約からいいますと、貸す側の了解なしに管理運営権を譲渡したり、あるいは又貸しをするということは、そもそも契約を取り消す十分なる要因になるはずですよ。ですから、解約申し入れが上がってこないから解約できないという時点ではなくなってきてしまっているのではないかなと思いますけれども、この点いかがですか。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、土づくりセンターのことでありますが、4カ所目で用地、周辺の皆さんの同意をほぼいただいて、町としては90%以上の確率でもうそこで建設をするという決定をしたわけですが、その経緯については一條4番議員も十分に御案内のとおりでありますし、酪農研究会の一員としても検討いただいたところでもありますから、おわかりだと思います。確かに加美町の区域としてはやや東側であり、そして北の方に位置するところで、いわゆる中心部ではないというのは御案内のとおりでございます。

距離的にも、時間、距離も少し遠くなっておりますけれども、一條議員にお伺いしますが、何分ならいいのか、何キロならいいのか、その意見はこれまで全然いただかなかったと思いますし、それからもう一つは、これはどうしても建設をしなければならないものだと思っておりました。それは、畜産農家の皆さんの畜産廃棄物処理を円滑に行うための施設であるということと、もう一つは、地球環境なり、地下水の環境等々の保全のためにも、これはどうしても取り組まなければならない。そしてもう一つは、いわゆる循環型社会の構築のために、完熟の堆肥を農地還元することによって、加美町と他産地との競争に打ち勝てる農産物をつくるという、いろいろな条件がありまして、目的があって建設をしたわけでございます。

これまで、できたものをなかなか買ってもらえないのではないかという御意見もありました。しかし、それは2番目の問題だろうと。私はまず廃棄物进行处理することが目的であると。そしてあとは買っていただくためには、生産後に農家の皆さんに生産物のコンポストの完熟堆肥のよさというものをPRしながら、農地還元をしていくということが次の問題だと思ってございました。でありますから、ぜひとも畜産農家の皆さん、農林課長がお話し申し上げましたように、ぜひこの土地を、地域を、施設を利用していただきたい。多少遠くなりました。

3番目、しかし時間にして、例えば大崎西部畜産市場跡地から何キロ離れているだろうか。時間にしたら多分5分ぐらいでしょう。たまたま、広域農道から少し入ったところでございますので、道路条件としてはそう悪くはないところだと思います。ただ、小野田西部地域からはやはり少し遠かったと思います。第1候補地は、4番議員が一番近かったと思うんですが、残念ながらそこもだめでしたし、長清水地区も皆さんの反対があつてだめであります。当然、大崎西部家畜市場跡地もだめということで、だんだん北の方に移動していったという感じがございまして、ずっと眺めてみましたらやはりあの地域しかないということで、そのところに建設を決意したと。

それから、今後の運用のことについては、農林課長が答弁申し上げましたように、畜産農家の方々、農協さんも含めて協議をして研究をしていかなければならないというふうに思っております。

それから、漁業生産組合のアユの生産施設の件であります。まさに御意見のとおりでございます。表面的には中新田漁業生産組合と加美町が契約を取り交わしている。そして転貸、いわゆる又貸しはだめですという契約でございました。商工観光課長が答弁申し上げましたように、アユの生産というのは稚魚を1月から2月にかけて導入をして、5月、6月と中間育成をして、生殖用あるいは食用としては6月、7月から売り出すということでありますが、河川への放流は5月下旬から6月に放流をいたします。現在、各地の養殖業が非常に困難な状況になってきておまして、稚魚なりあるいは中間育成した放流用のアユがなかなか手に入らない状態でございます。いきおい、中新田漁業生産組合が各河川、各漁協から注目をされておまして、前の年から「来年も頼みますよ」という、口頭での契約であるようですが、その任を担っているのが現実であります。

岩出山にもアユの生産組合があるんですが、個人経営に近いような状態であるそうですし、なかなか生産量が少ないということで、地元で放流するのが手いっぱいみたいな状況でありまして、現に県内の漁協から多く注文なっていますし、東北各地、関東の河川まで予約がされ

ているような状況であります。また、又貸しはだめですよということで、もうすっきり契約をした段階でしかそのアユ工房には貸すことができませんということになれば、生産が1年間ストップすることになるんですね。これは町としても大変な痛手でありまして、漁協、放流用のアユとしても大変責任問題にも発展をするということ。それから加美町としての名産品が1年間、食用として待っていただく方々にストップしてしまうと、非常にイメージダウンにもつながるといって、契約違反ではありますけれども、有限会社アユ工房に又貸しをするといいますが、アユ養魚生産組合から委託をした形で生産をすることに、町は暗黙の了解をせざるを得なかったという事情がございます。契約違反であるということで罰を受けますならば、私自身は甘んじてそれを受ける覚悟しておりますので、御了解いただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 堆肥センターが多田川地区に方向づけがなった時点で、再度畜産農家にアンケート調査をやるということでしたので、その結果を待ちたいんでありますけれども、研究会なるもののメンバーとして参加したときの大方の意見が運搬に関する部分に憂慮された意見が大勢だったのでありますので、改めてこの場をおかりして発言をさせていただきました。

それからアユ工房、経緯については理解したんでありますけれども、やはりすっきり、すぐにできないというのは、やはり組合としての免責債務等がいろいろ絡んでなのかなという推測もするのでありますけれども、いつときも早くすっきりした形で健全なる契約を結んでいただきたいものだなというふうに思います。以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号平成18年度加美町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号平成18年度加美町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第78号 平成18年度加美町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議長（米澤秋男君） 日程第14、議案第78号平成18年度加美町老人保健特別会計補正予算（第

1号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 議案第78号平成18年度加美町老人保健特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

今回、歳入歳出の総額を補正前と同額の29億6,700万円とする補正予算で、老人医療費交付金返還金を増額し、予備費から充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(米澤秋男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

12番(近藤義次君) 福祉課長にお尋ねをいたしますが、新しい形で前期高齢者、後期高齢者の新しい保険制度ができるわけですが、どういう形の姿に変わっていくんですか。宮城県全体が一つの保険会社になるというようなお話も聞いているんですが、具体的にどのようにさま変わりしていくのか、その辺についてお尋ねをいたしたいと思います。

議長(米澤秋男君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(柳川文俊君) 保健福祉課長、お答えします。

今回、医療費抑制の観点から、昨日成案を見たわけですが、医療制度改革ですね。その中で、大きな改革としまして、平成20年度から後期高齢者の医療制度が変わりますということになりました。これは、今の老人医療制度にかわるものでありまして、まず広域連合化することです。その中身につきましては、まず保険者が、宮城県単位でやりまして、各県下の市町村が一本化しましてそれが保険者となります。その保険料徴収につきましては、各市町村で徴収しなさいと。運営につきましては広域連合化したところで運営すると。その構成につきましても各自治体より、議員の議員となっただきましてその保険を運営するというような形になろうかと思えます。

それから、広域連合につきましてもいろいろ資格取得とか、喪失の届け出関係、それもそこで担うということになろうかと思えます。医療制度が成案を見ましたので、これからいろいろ事務レベルでの準備会とかを立ち上げまして、平成20年度にスタートするというのでこれから準備を進めていきたいと、このように思っております。(「わかりました」の声あり)

議長(米澤秋男君) ほかにございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号平成18年度加美町老人保健特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号平成18年度加美町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議案第79号 平成18年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（米澤秋男君） 日程第18、議案第79号平成18年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第79号平成18年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回、既定の資本的支出予算に1,260万円を追加し、支出総額を3億450万5,000円とする補正予算で、小瀬ポンプ場自家発電機更新工事費を増額いたしております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,260万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 水道課長にお尋ねをいたしますが、今の全く水に対する考え方ですね、上水道の水を飲むとがんになるなんて言っている不逞の輩もいるからだけれども、わざわざ山に水をくみに行って、上水道の水ではだめなんだなんて言っている人もいますけれども、水に対する上水道の安心さということをやっぱりもっと宣伝する必要があるのではなからうかと思うんですね。やっぱり今は牛乳より水が売れる時代で、「薬を飲むにも水でなくてわかんない」なんて言っている人も大分多くなってきているので、やはり加美町の上水道はいいんだと。すばらしいものだというようなことを、やっぱりもっと宣伝する必要があるのではなから

うかと思うんですが、その辺についての所見をお尋ねいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 上下水道課長。

上下水道課長（高橋行雄君）上下水道課長、お答えいたします。

まず一つ、がんになるというのはトリハロメタンというようなことも昨今うたわれておりますが、まず加美町の上水道においては残留塩素を適正に維持管理をしております。なお、あと近藤議員さんの言われましたようになお一層安全で安心な水ということを広報誌などを通じて周知したいと思っております。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号平成18年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号平成18年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日は午後2時まで本議場に御参集を願います。

大変御苦労さまでした。

午後3時16分 散会